

平成 15 年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成15年12月25日(木)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成15年12月25日(木) 13:30～15:30
2. 場 所 パレス神戸(神戸市中央区)
3. 議事要旨

○1号議案：阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

【議案の説明】

1 基本的事項

(1) 基本的役割

兵庫県は、平成 13 年 2 月に県民主役・地域主導のもと、21 世紀初頭の県のめざすべき社会像を明らかにした「21 世紀兵庫長期ビジョンー美しい兵庫ー」、阪神間については「阪神市民文化社会ビジョン」(以下「地域ビジョン」という。)を策定した。その後、この地域ビジョンの実現に向けた具体的な取り組みについて阪神地域ビジョン推進プログラムをまとめたところである。

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)は、以上の地域づくりに関する総合的なビジョンを踏まえながら、その分野別計画のひとつとして、区域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにし、今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

(2) 策定区域

対象区域は、阪神間都市計画区域とし、構成市町等を次のとおりとする。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)[H12]
阪神間都市計画区域	三田市	行政区域の全域	111,700
	芦屋市	行政区域の全域	83,800
	西宮市	行政区域の全域	438,100
	尼崎市	行政区域の全域	466,200
	伊丹市	行政区域の全域	192,200
	宝塚市	行政区域の全域	213,000
	川西市	行政区域の全域	153,800
	猪名川町	行政区域の全域	29,100

H12 年度国勢調査人口

(3) 目標年次

平成 12 年(2000 年)を基準として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、平成 22 年(2010

年)を目標年次とした、今後おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

本区域は、兵庫県の南東部、大阪、神戸間に位置しており、北は丹波、南は大阪湾に面し、東西に約 35km、南北に約 40km、面積約 649k m²で県土全体の約 7.7%を占めている。

本区域の南部は武庫平野と呼ばれる平地であり、北部の西側には三田盆地が位置している。北部に接する丹波山地に端を発する武庫川や、猪名川とその支流が、本区域を南北に流れている。中部から北部には六甲山系、長尾山系、北摂連山が連なり、その一部は瀬戸内海国立公園や県立自然公園となっている。

イ 歴史的成り立ち

明治 22(1889 年)年の市制・町村制の施行により尼崎町、西宮町、伊丹町、三田町、湯山町(有馬町)等 5 町 35 村が誕生し、戦前まででは、尼崎が大正 5 年(1916 年)、西宮が大正 14 年(1925 年)、芦屋、伊丹が昭和 15 年(1940 年)にそれぞれ市制を施行、宝塚、川西、三田、猪名川は戦後の昭和 29 年(1954 年)～昭和 33 年(1958 年)の間に市制および町制を施行した。

旧都市計画法が大正 9 年(1920 年)に施行されたことを受け、都市計画区域は、大正 12 年(1923 年)に尼崎市が最初に指定されたことから始まる。その後、昭和 43 年(1968 年)に新都市計画法(法律第 100 号)が施行され、それを受けて昭和 45 年(1970 年)に阪神間都市計画区域を指定し、その後一部拡大を経て本地域全域にわたり、1 つの都市計画区域として一体的な整備が行われている。

本区域は現在、関西瀬戸内圏の中枢に位置し、臨海部には、製造業が集積する阪神工業地帯を形成し、中部から北部にかけては六甲山系、北摂連山などの豊かな自然環境が存在している。また、芸術、文化、居住、産業等の分野でも先進的な役割を果たすなどの多様な都市群を形成している。

ウ 人口の動向

本区域の人口は、平成 12 年の国勢調査によると約 168 万 5 千人であり、県全体の約 30%を占めている。

本区域全体での人口の推移を見ると、阪神・淡路大震災で一時的には人口が減少したものの、現在も増加傾向は続いている。

エ 産業の動向

南部臨海地域では製造業が集積し、阪神工業地帯を形成しているが、区域全体では、サービス業を中心とした就業構造となっている。

就業人口は、第 1 次産業、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加しており、都市型の傾向がみられる。

商業は、商品販売額では平成 3 年から平成 12 年にかけて緩やかに減少しており、卸売販売額、小売販売額も、全体的には同様に下降傾向を呈している。

(2) 都市計画の課題

平成 13 年 2 月に策定された「地域ビジョン」に示された課題について、都市計画の視点で捉え直したものを、以下のとおり都市計画の課題として設定する。

ア 基盤施設の整備による既成市街地の再生

本区域は、わが国の経済成長に合わせて急速に発展をとげた地域であるが、産業や人口の集中に対応した十分な都市施設の整備がなされていない地区も一部存在している。

このため、不足している都市基盤施設の整備を進め、自力更新が進まず、老朽建物が密集した市街地の改善と、既成市街地における新たな魅力の創出などによる再生を図ることが求められている。

イ 快適な都市生活を送るための居住環境の向上

本区域の急速な都市化により、大量の住宅供給が行われてきたが、良好な居住環境等の生活の質が十分に確保されていない面がある。

また、近年、既存ニュータウンにおいても施設の老朽化や居住者の高齢化が顕在化している。

このため、土地利用の動向をふまえ、社会のニーズに対応した郊外・都心居住を実現させる、安全で安心して暮らせる快適な住まいやまちなみの創造、十分な緑の確保等による居住環境の向上が求められている。

ウ 自然環境の保全と整備

本区域は、高度経済成長期の産業活動や大規模開発等に伴い、自然環境の破壊、騒音、大気汚染、水質汚濁などのさまざまな問題に直面してきた。このため、自然環境の保護や資源のリサイクル等の環境に配慮した都市整備を推進するとともに、生産緑地地区をはじめ市街地に残る寺社林等の民有地や公共施設における緑の保全、活用も必要とされている。さらには、自然と住民の健全なふれあいの場づくり、システムの整備が求められている。

エ 阪神・淡路大震災で得た教訓と経験を生かした安全で安心して暮らせるまちづくり

大都市災害である阪神・淡路大震災の経験から、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの重要性について再認識することとなった。

このことを踏まえ、自立と協働を基軸とした成熟社会にふさわしいコミュニティづくりと、自らが自らのまちを守る自主防災都市の形成が求められている。

(3) 都市計画の目標

「地域ビジョン」に基づく将来像と前述の都市計画の課題から、以下に本区域における都市づくりの基本理念と基本目標を示す。

ア 基本理念

本区域は、住民がその担い手として、先進的な文化、生活様式を形成することにより、各都市の個性を活かした多様な都市群として発展し、これにより高度で豊かな都市基盤を築いてきた。

今後は、多様化する高度な地域ニーズに応えるため、住民一人一人がはぐくむ多様で個性的なライフスタイルと、住民の自立的な参画と協働により形成されるコミュニティをもとに、豊かでのぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、都市近郊に広がる緑豊かな自然環境の保全と、安全で安心

して暮らせる生活空間をもつ都市環境を創造する。

なお、都市づくりにあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべく、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

イ 基本目標

(ア) 既成市街地再生のための拠点形成と都市施設の整備、ネットワーク形成

既成市街地を新たな視点から見直し、中心市街地の活性化を目指すとともに、都市間交流を促す都市拠点を形成し、道路、公園・緑地、下水道・河川及び港湾等の社会基盤を整備する。

特に、都市の再生や、東西に比べて整備の遅れている南北幹線の整備により、拠点のネットワークを充実させ、兵庫の東の玄関口にふさわしい、魅力とにぎわいのある市街地の形成を図る。

(イ) 円滑な土地利用転換と居住環境の整備

郊外においては、大阪、神戸の大都市の間にある恵まれた立地条件をいかし、質的にも良好な住宅地を形成するため、自然と調和した、快適で潤いのある新市街地の創設を目指す。

また、既成市街地においても、土地利用転換などを進めながら、公園や緑地だけでなく、民有地の緑化や公共施設の緑化を促進するとともに、道路沿線の緑化を推進し、緑のネットワークを形成するなど、一層住みやすく、親しみのもてる地域を創る。

(ウ) 自然を生かした水と緑の保全と活用

自然環境を保全するとともに、水や緑と触れ合うなど、人と自然が共生する都市環境を実現するため、南部においては、水と緑の確保と創出を図りながら、雨水や地下水、河川水等の総合的な管理をすすめ、水資源の循環活用を推進する。

また、北部においては、豊かな自然資源を生かした、自然環境の保全、環境学習拠点の整備を図る。

これにより、都市機能と自然環境との調和を目指し、潤いのある都市環境を持つ地域を創る。

(エ) ユニバーサルデザインを取り入れた安全・安心のまちづくりの推進

災害や犯罪、交通事故から暮らしを守り、安全で安心して暮らすことのできるまちをつくるため、市街地の形成等による地域特性や住民の参画と協働などを重視しながら、地域防災機能の強化を図り、自主防災まちづくりを推進する。

都市基盤施設の整備や個々の住宅、その他の建物の安全性の確保により、密集住宅市街地の防災性の向上や良好な住環境の形成に努める。また、各都市を有機的に結び、災害時に相互の都市機能を補完することができ、区域全体でバランスのとれた都市構造を形成する。

さらに、災害時だけでなく日常生活においても安心して暮らせるよう、障害のある人や高齢者、子供から大人まで誰もが使いやすく、行動しやすい、ユニバーサルデザインを取り入れたまちの創造を図る。

3 区域区分の有無及び方針(1) 区域区分の有無

本区域に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は以下の通りである。

近畿圏整備法(法律第 129 号)に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であるため、区域区分を行うことが都市計画法で定められている。

関西瀬戸内圏の中枢に位置しており、高速道路などの広域道路網が整備されているなど、すでに市街地が形成されており、今後の人口の増加が見込まれる。

北部には自然環境が残されており、これの保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

区 分	平成 12 年	平成 22 年
都市計画区域内人口	1,685 千人	おおむね 1,771 千人
市街化区域内人口	1,642 千人	おおむね 1,726 千人

(注)市街化区域内人口は、保留された人口を含む。

イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

		平成 12 年		平成 22 年	
生産規模	製造品出荷額等	33,144 億円		36,240 億円	
	商品販売額	28,772 億円		32,862 億円	
就業構造	第 1 次産業	5.9 千人	0.8%	4.6 千人	0.5%
	第 2 次産業	220.9 千人	28.4%	222.5 千人	26.1%
	第 3 次産業	550.9 千人	70.8%	626.0 千人	73.4%

(注)商品販売額は平成 11 年のデータ

ウ 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

区 分	平成 12 年	平成 22 年
市街化区域面積	おおむね 20,433ha	おおむね 20,440ha

(注)市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

4 基本の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

安全で安心して暮らせる魅力ある「人間サイズのまちづくり」をふまえ、都市の合理的かつ詳細な土地利用の実現を目指す。そのため、住宅地、商業地、工業地となる用途地域に適合した土地利用を的確に誘導し、都市活動の機能性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向

上を目指す。

また、個性あるまちづくりを誘導するため、都市計画の制度を積極的に活用する。

特に臨海部については、工業系の土地利用が主体的に展開されてきたが、産業構造の転換による遊休地が多くなっていることから、新たな都市機能を担う土地利用への転換について積極的に検討を進める。

また、六甲、長尾山系の山ろく部に広がる住宅地については、利便性に配慮しながら住環境の保全に留意する。

さらに、豊かな自然が残る北部では、自然環境を保全するなど都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、集落環境の保全と新市街地の永続的な居住環境の向上を図る。

イ 主要用途の配置の方針

(ア) 商業、業務地

商業地については、都市構造を勘案し、適切な密度の指定に努め、周辺との環境調和、既存商店街および郊外型商業施設との役割分担等、適正な商業配置に留意し、都市の将来像を明確にする。南部市街地は比較的高密度とし、その他の市街地は中低密度とする。

また、幹線道路沿道における土地利用については、背後地における住環境の保全に留意し、土地利用の方向を明確にする。

ターミナル周辺の高密度な土地利用を図る地区は、JR尼崎駅、阪急西宮北口駅、JR・阪急宝塚駅、JR川西池田駅、阪急・能勢電川西能勢口駅、JR・阪急伊丹駅等の周辺とする。

(イ) 工業地

工業地については、土地利用の現況及び動向等に応じて適切な用途地域の指定に努める。

また、土地利用を明確にするため、周辺の住環境との調和を図りながら地区特性に応じた規制誘導を行う。臨海部の土地利用は、産業構造や社会経済情勢の変化への適切な対応に努め、土地利用転換後の工場跡地等の緑化も考慮するなど都市環境の改善に努める。

(ウ) 流通業務地

流通業務地については、都心区域への流通業務施設の集中による都市機能の低下と自動車交通の渋滞を緩和するため、周辺環境に配慮しながら適切な流通業務施設の立地を図る。

また、阪神流通業務地区については流通業務団地の機能の維持増進を図る。

(エ) 住宅地

住宅地においては、現況及び動向等を勘案し、適切な用途地域の指定に努め、良好な住環境の保全を図る。特に、密集住宅市街地の住環境の改善や道路等の公共施設の整備を進めると共に、中低層住宅地における高層マンション等の立地への対策を講じる。

また、市街地の住宅地では、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、容積率、建ぺい率、地区計画等を柔軟に組合せて多様な形態、用途制限などを活用する。また、生活利便施設等の立地に配慮し、身近な生活圏の形成にも努める。

(オ) その他

生産緑地及び寺社林等の市街化区域内における緑地などについては極力保全を図り、都

市住民のうるおいある環境の形成、保全に努める。

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

(ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

北部における都市近郊農業の優良な農地を保全するなど、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の形成を図る。

(イ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域で、市街化区域と一体的な生活圏を構成し、相当程度公共施設整備が行われている区域等については、自然環境、農業の生産条件及び地区のまちづくり方針・計画などを考慮して適切な土地利用を図る。

(ウ) 計画的な市街地整備の実現に関する方針

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する区域は、既に市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が確実にされる区域とする。また、その他の計画的な整備、開発の見通しのある区域については、今後、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林業等との調整を行いながら保留フレームの活用等により、随時市街化区域に編入する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の持つ力を有効活用するとともに、猪名川、武庫川流域や、六甲山系、北摂連山など、本区域の都市近郊に残された自然や自然景観を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

自然環境を活かした自然と触れ合える場、憩いの場として、また多様な生物の生息を確保する緑地の創出を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本区域は、国土軸上に位置し、大阪市と神戸市の2大都市間にあることから、東西方向を主体とした大きな交通流動がある。また、近年の北部地域の市街化の進展や開発に伴い、南北方向の交通流動も多くなってきている。

このため、本区域の今後の交通需要に対応し区域内外のアクセス向上を図るとともに、区域の交流拡大、発展を支え、災害にも強い交通ネットワークを構築する。

臨海部など交通量の多い市街地部では、交通渋滞やそれに伴う環境問題が大きな課題となっており、道路整備と併せて、環境にやさしい公共交通機関の利用促進を高め、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい総合交通体系の確立を図る。

また、快適な都市空間の再生を図るため、電線類地中化や沿道緑化による景観の向上や低騒音舗装等による環境負荷の軽減を進めるとともに、自転車・歩行者道の整備を進める。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

高規格道路から生活道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立する。そのために、自動車交通の集中や踏切に起因する慢性的な渋滞箇所について円滑な交通を確保するなど、以下の方針に基づき整備を進める。

これらの整備に際しては、高齢者・障害のある人だけでなく、誰もが使いやすく、沿道環境にも十分配慮するものとする。

a 自動車専用道路

地域における通過・流出入交通を集約し効率的に処理するとともに、緊急時における高速性・代替性を確保する格子型高規格道路網の形成をめざし、第二名神高速道路等の整備・計画の促進を図る。

b 主要幹線道路、幹線道路

国道 173 号や国道 176 号等高速道路網を補完する国道網の整備を進めるとともに、高速道路のインターチェンジと市街地を直接結ぶ(一般県道)川西インター線や、南北交通軸を強化する(主要地方道)尼崎池田線、(主要地方道)尼崎宝塚線、(主要地方道)三田後川上線等の整備を進める。

さらに、渋滞対策として、西宮北有料道路南伸事業をはじめとする交差点立体化や、既存施設を有効活用した右折車線の設置等を重点的に進める。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するための補助幹線道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

また、安全で快適なまちづくりを目指し、高齢者・障害のある人をはじめ、すべての利用者が使いやすいコミュニティ道路等の整備を進める。

d 鉄道との立体交差

踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消を図るため、高齢者・障害のある人だけでなく誰もが利用しやすい駅舎の整備などと合わせて、阪神本線(西宮市・鳴尾)の連続立体交差事業を推進する。

(イ) 駅前広場

鉄道・バス・タクシーなど複数の交通機関の連携強化による利便性の向上や、公共交通機関の利用促進を図るため、JR三田駅等において、駅前広場の整備を進める。

(ウ) 鉄道

大阪方面への連絡を強化する阪神電鉄西大阪線延伸事業や北神・北摂地域と神戸都心部を連絡する神戸電鉄三田線の複線・高速化等、鉄道ネットワークの強化及び利用促進を進める。

また、国内線の基幹空港である大阪国際空港へのアクセス向上を図るため、大阪国際空港広域レールアクセス整備構想の検討を進める。

(工) 空港

大阪都市圏に近接する大阪国際空港は、将来にわたり重要な役割を果たす高速交通拠点であり、引き続き空港環境対策、空港周辺地域の活性化対策を推進する。

(オ) 港湾(海上交通)

重要港湾である尼崎西宮芦屋港について、地域の産業を支えるため、阪神間の物流拠点として整備する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場、レクリエーションの場、また防災の観点から都市公園、緑地等の整備を進める。

また、河川整備に際しては、河川整備計画に基づき、自然の豊かさや空間利用の観点から人と生物の共生に配慮した多自然型川づくりを進めていく。下水道については、海や河川の良好な水質環境を保つために引き続き整備を進める。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

身近で手軽なレクリエーション施設、環境学習拠点、自然とのふれあいの場としての公園や緑地をより快適に利用してもらえよう、その整備及び機能の充実を進めるとともに、良好な居住環境を維持し、周辺の自然環境と調和、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

また、尼崎市の臨海地域においては「尼崎 21 世紀の森構想」の実現に向けて魅力と活力あるまちを再生し、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境の創出を推進する。

(イ) 下水道・河川

海や河川の水質を守るため、窒素・リンの除去を目的とした下水道の高度処理化や雨天時の初期汚濁負荷軽減と浸水対策をあわせた合流改善を進めていく。

また、猪名川や武庫川等の河川においては、改修にあたり自然環境に配慮した工法を採用するなど親水性に配慮した川づくりを進める。

(ウ) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設であり、施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき適正な設置を推進していく。

なお、一般廃棄物については、域内での処理が原則とされることから「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

ウ 都市景観の形成

六甲山系、北摂連山、武庫川、猪名川、旧西国街道といった地域の自然、歴史、文化の特性活かしたまちなみの保全と、市街地内にあっては地区の特性に応じたまちなみの形成を図り、住民が親しみと誇りと愛着をもてる、個性ある景観を形成する。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

秩序ある市街地の形成に向けた整備や密集市街地の改善、大規模低未利用地の有効活用など地域の課題に対応し、地域の特性を生かした計画的な市街地の整備を進める。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、民間活力を積極的に誘導しながら各地域の特性を活かしつつ、土地の健全な高度利用等による都市機能及び居住環境の向上を図る。

また、密集市街地の防災性の向上や環境改善、中心市街地の再活性化など、まちなみの再生・再構築を進める。

また、既成市街地周辺などの市街化を図る区域（いわゆる新市街地）については、一団の大規模開発の整備や、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（法律第 38 号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。

また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（法律第 49 号）に基づき「防災街区の整備の方針」を別途定め、適切な市街地整備を進める。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害に強い都市づくりを推進していくことが必要である。災害を未然に防止し、災害時での安全を確保するため、「兵庫県地域防災計画」と整合を図りつつ、以下の方針で対策を講じる。

ア 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にとどめるとともに、避難、救援活動を円滑にするため、国道 43 号等を軸とした広域防災帯や、西猪名公園等の広域防災拠点を設置するとともに、地域防災拠点等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、市街地内のオープンスペースなどを確保し、快適な環境空間を確保するとともに、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高める。

イ 都市の不燃化・耐震化

公共建築物の不燃・耐震化を進めるとともに、民間による耐震・耐火建築物を誘導し、さらに建築敷地内の緑化等を進め、都市の不燃化及び耐震化を推進する。

ウ 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

また、六甲山系の南側斜面においては、土砂災害を防止し、安全な生活環境を確保するとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境の保全や景観の保全、創出を図ることを目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等により、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面に一連の樹林地を整備する。

エ 総合的治水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や、近年多発している集中豪雨などが洪水被害の可能性を高めているため、河川での対応だけでなく、流域での対策や下水道との連携などを含めた総合的かつ効果的な治水対策を進め、安全なまちづくりに取り組む。

5 主要な都市計画等の指針

基本の方針を踏まえ、「社会基盤整備プログラム」及び「市町の都市計画に関する基本的な方針」等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 土地利用に関する都市計画等の指針

尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域等においては、都市再生の拠点として都市再開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進する。

また、尼崎東海岸沖地区(105.2ha)については、計画的な市街地整備の見通しがある区域として、主に工業地としての整備を図る。

宝塚市の宝塚新都市地区、北雲雀丘地区、猪名川町の阪急日生ニュータウン2期地区などにおいては、事業計画が具体化し、農林漁業等との調整を了した段階で整備を図る。

(2) 都市交通に関する都市計画等の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な交通施設は次のとおりとする。

ア 道路

・自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
第二名神高速道路	川西市、猪名川町、宝塚市	新設 L=14,310m W= 32m

・主要幹線道路、幹線道路

路線名	事業場所	概要
(都)尼崎伊丹線	尼崎市南塚口町～猪名寺	現道拡幅・立体交差 (阪急神戸線) L=1,598m W=20～27m
(都)尼崎宝塚線	尼崎市元浜工区・大浜工区	現道拡幅 L=1,141m W=18～33m
(都)園田西武庫線	尼崎市塚口本町～御園	新設 L=909m W=15～38m
(都)山手幹線	尼崎市神崎工区・戸	現道拡幅

	ノ内工区	L=820m W=27~38m
(都)建石線	西宮市神楽町～ 北名次町	現道拡幅 L=1,641m W=20m
(都)建石線	西宮市神原	現道拡幅・立体交差 L=513m W=20m
(都)尼崎宝塚線	尼崎市末広町	現道拡幅 L=445m W=30m
(都)尼崎宝塚線	尼崎市武庫之里～ 伊丹市境	現道拡幅 L=1,100m W=未定
(都)園田西武庫線	尼崎市食満～東園田	橋梁整備 L=600m W=15~22m
(都)今津西線	西宮市芦原町	現道拡幅 自歩道整備 L=70m W=16m
(都)山手幹線	西宮市霞町～大谷町	新設 L=603m W=22m
(都)山手線	西宮市神原～神園町	立体交差・新設等 L=810m W=17 ～18m
(都)市役所前線	西宮市室川町～大社 町	新設・拡幅 L=1080m W=15~26m
(都)武庫川広田線	西宮市北口町～高木 東町	新設 L=526m W=15m
(都)北口線	西宮市高松町～北口 町	新設・拡幅等 L=1,060m W=20~28m
(都)鳴尾御影西線	西宮市松原町	新設 L=46m W=12m
(都)西福河原線	西宮市中須佐町～河 原町	現道拡幅 L=634m W=15m
(国)176号	西宮市山口町～宝塚 市栄町	新設等 L=10,560m W=21.0~24.0m
(都)臨海幹線	尼崎市末広町～ 平左衛門町	新設・現道拡幅 L=1,130m W=30m
(都)尼崎駅前1号線	尼崎市潮江・久々知 西町	新設・現道拡幅 L=1,570m W=27m
(都)長洲久々知線	尼崎市潮江・長洲西 通	現道拡幅・立体交差 L=800m W=15~40m
(都)今津西線	西宮市両度町～ 両度町交差点	現道拡幅 自歩道整備 L=150m W=16m
(都)尼崎港川西線	伊丹市南本町工区	現道拡幅 L=710m W=27m
(都)尼崎港川西線	伊丹市南町工区	現道拡幅 L=670m W=27m
(都)尼崎宝塚線	伊丹市西野工区	現道拡幅 L=615m W=20m
(都)尼崎宝塚線	伊丹市寺本工区	現道拡幅 L=995m W=20m
(都)尼崎宝塚線	伊丹市山田工区	現道拡幅 L=550m W=未定

(都)尼崎宝塚線	宝塚市安倉西工区	現道拡幅 L=488m W=20m
(都)尼崎宝塚線	宝塚市小浜北工区	現道拡幅 L=279m W=22m
(都)尼崎宝塚線	宝塚市小浜南工区	現道拡幅 L=410m W=42m
(都)塚口長尾線	伊丹市北野工区	現道拡幅 L=590m W=22m
(都)塚口長尾線	伊丹市鴻池工区	現道拡幅 L=279m W=22m
(都)塚口長尾線	伊丹市昆陽工区	現道拡幅 L=386m W=22~25m
(都)塚口長尾線	伊丹市昆陽南工区	現道拡幅 L=360m W=未定
(都)宝塚平井線	宝塚市中山工区	現道拡幅 L=387m W=18~19m
(都)宝塚平井線	宝塚市山本中工区	現道拡幅 L=755m W=12~18m
(都)宝塚平井線	宝塚市雲雀丘工区	現道拡幅 L=430m W=12m
(都)宝塚平井線	宝塚市清荒神工区	現道拡幅 L=1,200m W=未定
(都)呉服橋本通り線	川西市小花工区	現道拡幅 L=427m W=18m
(都)伊丹飛行場線	伊丹市昆陽東工区	現道拡幅 L=855m W=20m
(都)伊丹飛行場線	伊丹市昆陽西工区	現道拡幅 L=550m W=20m
(都)宝塚池田線	伊丹市鴻池工区	新設L=1,030m W=24m
(都)宝塚池田線	伊丹市大野工区	新設L=510m W=24m
(都)山手幹線	芦屋市芦屋東工区	新設 L=778m W=22m
(都)山手幹線	芦屋市大原工区	新設 L=269m W=22m
(都)山手幹線	芦屋市芦屋西工区	新設 L=1,098m W=22m
(主)大沢西宮線	西宮市山口町	バイパス L=660m W=14.0m
(主)有馬山口線	西宮市山口町	バイパス L=1,855m W=8.0~25.0m
(主)大沢西宮線	西宮市鷲林寺	交差点改良 L=550m W=14.0m
(一)東灘芦屋線	芦屋市陽光町	新設 南芦屋浜深江浜連絡橋整備 L=760m W=12.5m
(主)明石神戸宝塚線	西宮市越水	甲山大橋架替 L=47m W=7.5m
(国)173号	川西市平野・山下	現道拡幅 L=4,080m W=19.0~24.0m

(国)173号	川西市一庫	現道拡幅 L=250m W=6.0~11.0m
(主)川西篠山線	川西市石道～猪名川町広根	現道拡幅 L=2,600m W=13.0~24.0m
(主)川西篠山線	猪名川町北野工区	バイパス L=1,000m W=6.5~11.25m
(主)川西篠山線	猪名川町屏風岩工区	現道拡幅 L=1,325m W=6.5~11.25m
(国)477号	川西市黒川	現道拡幅 L=1,270m W=12.0m
(国)176号	三田市広野外	現道拡幅 L=1,260m W=6.5~16.0m
(都)溝口須丸線	三田市長坂	バイパス L=700m W=未定
(一)川西インター線	川西市石道～東畦野	バイパス L=3,300m W=26.0m
(主)塩瀬宝塚線	宝塚市切畑	現道拡幅 L=2,500m W=5.5~7.0m
(主)塩瀬宝塚線	宝塚市出合橋	現道拡幅 L=10m W=5.5~6.5m
(主)塩瀬宝塚線	宝塚市境野	現道拡幅 L=480m W=6.0~10.0m
(主)三田後川上線	三田市下槻瀬	現道拡幅 L=2,200m W=6.0~12.0m
(主)三田後川上線	三田市酒井	現道拡幅 L=1,330m W=6.0~10.0m
(主)三田後川上線	三田市小柿	現道拡幅 L=360m W=6.0~10.0m
(主)川西三田線	三田市志手原	現道拡幅 L=330m W=5.5~8.75m
(主)小野藍本線	三田市藍本	現道拡幅 L=580m W=6.0~10.0m
(主)小野藍本線	三田市大川瀬	現道拡幅 L=140m W=10.0m
(一)黒石三田線	三田市溝口	現道拡幅 L=260m W=6.0~10.0m
(主)三田後川上線	三田市三輪第一	現道拡幅 L=725m W=6.0~12.0m
(主)三田後川上線	三田市志手原第一	現道拡幅 L=600m W=6.0~12.0m

(主)三田後川上線	三田市志手原第二	現道拡幅 L=1,080m W=6.0~12.0m
(主)三田篠山線	三田市尼寺	現道拡幅 L=596m W=5.5~8.75m
(主)三田篠山線	三田市小野	現道拡幅 L=3,450m W=6.0~10.0m
西宮北有料道路	西宮市越水	道路新設 L=1.1km

・鉄道との立体交差化

阪神本線(西宮市・鳴尾)連続立体交差事業

イ 駅前広場

- ・JR 三田駅 北広場
- ・JR 芦屋駅南地区(交通広場)
- ・阪神電鉄 西宮駅南
- ・阪急・阪神電鉄 今津駅
- ・阪神電鉄 鳴尾駅

ウ 鉄道

- ・阪神電鉄西大阪線延伸事業
- ・神戸電鉄三田線の複線・高速化

エ 港湾(海上交通)

港湾名	事業場所	概要
尼崎西宮芦屋港	尼崎市東海岸町	臨港道路
〃	尼崎市東海岸町 (フェニックス)	地盤改良、 インフラ整備

(3) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 公園・緑地

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園緑地は次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
公園	有馬富士公園	三田市
公園	西武庫公園	尼崎市
公園	甲山森林公園	西宮市
公園	昆陽南公園	伊丹市
公園	笹原公園	伊丹市
公園	西宮浜総合公園	西宮市
公園	鳴尾浜公園	西宮市

緑地	甲子園地区(尼崎西宮芦屋港)	西宮市
緑地	今津地区(尼崎西宮芦屋港)	西宮市
緑地	尼崎の森中央緑地	尼崎市
緑地	武庫川河川敷緑地	尼崎市
緑地	東海岸町地区(尼崎西宮芦屋港)	尼崎市
緑地	リフレッシュポートあまがさき(遊歩道)	尼崎市運河沿い
緑地	瀬戸内なぎさ回廊(遊歩道)	尼崎市～芦屋市 (臨海部)
緑地	大阪国際空港周辺緑地	伊丹市

イ 下水道・河川

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道及び河川を次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
下水道	武庫川上流流域下水道	神戸市、三田市、西宮市
下水道	武庫川下流流域下水道	西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市
下水道	猪名川流域下水道	伊丹市、宝塚市、川西市、 猪名川町
下水道	三田市公共下水道 芦屋市公共下水道 西宮市公共下水道 尼崎市公共下水道 伊丹市公共下水道 宝塚市公共下水道 川西市公共下水道 猪名川町公共下水道	三田市 芦屋市 西宮市 尼崎市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
河川	(二)羽束川	三田市木器
河川	(二)大池川	三田市福島
河川	(二)青野川	三田市加茂
河川	(二)山田川	三田市香下
河川	(二)波豆川	三田市 (第2工区、第3工区)
河川	(二)武庫川	三田市、宝塚市、西宮市、尼崎市
河川	(二)夙川等	芦屋市、西宮市
河川	(一)神崎川	尼崎市
河川	(二)庄下川	尼崎市
河川	(一)猪名川	伊丹市(駄六川工区)、 川西市(猪名川中流工区、 一庫大路次川工区、寺畑前川工区)
河川	(二)大堀川	宝塚市向月町

ウ 廃棄物処理施設等

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設は次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
ごみ焼却場等	(仮)猪名川上流広域ごみ処理施設	川西市

エ 都市景観の形成

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な景観形成事業は次のとおりとする

市町名	景観形成地区名
芦屋市	南芦屋浜地区
芦屋市	芦屋川地区

(4) 市街地整備に関する都市計画等の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりとする。

市町名	地区名	面積(ha)	整備手法
三田市	対中町地区	12.0	土地区画整理事業
	天神地区	20.0	土地区画整理事業
	北摂三田ニュータウン地区	1,085.0	新住宅市街地開発事業
	北摂三田テクノパーク	136.0	工業団地造成事業
	第二テクノパーク	97.1	土地区画整理事業
	三田駅前Aブロック地区	1.5	市街地再開発事業
	三田駅前Bブロック地区	0.9	市街地再開発事業
	三田駅前Cブロック地区	1.8	市街地再開発事業
西宮市	名塩ニュータウン地区	243.0	新住宅市街地開発事業
	段上地区	40.4	土地区画整理事業
	西宮北口駅北東	31.2	土地区画整理事業
	西宮北口駅南	9.2	土地区画整理事業
	阪神西宮駅南第1地区	0.5	市街地再開発事業
	鳴尾駅周辺	1.2	土地区画整理事業
尼崎市	あまがさき緑遊新都心	22.8	土地区画整理事業
	阪神尼崎駅南地区	0.5	市街地再開発事業
	塚口駅北地区	3.2	市街地再開発事業
	杭瀬地区	3.3	市街地再開発事業
	東難波地区	4.5	市街地再開発事業
	阪神尼崎駅北地区	1.7	市街地再開発事業
	東海岸町(フェニックス)	113.0	公的開発
	築地地区	13.7	土地区画整理事業
	尼崎臨海西部地区	77.8	土地区画整理事業
芦屋市	JR 芦屋駅南地区	1.0	市街地再開発事業
	南芦屋浜地区	125.6	公的開発

伊丹市	荒牧第2地区	17.8	土地区画整理事業
	鴻池地区	33.6	土地区画整理事業
	昆陽南地区	19.8	土地区画整理事業
	池尻南地区	8.8	土地区画整理事業
	阪急伊丹駅東地区	0.8	市街地再開発事業
宝塚市	中筋JR南第2地区	14.0	土地区画整理事業
	中筋JR北地区	7.8	土地区画整理事業
	宝塚新都市地区	—	公的開発
川西市	北ひばり地区	22.8	公的開発
	信和川西ニュータウン地区	92.3	民間開発
	川西能勢口駅前地区	3.2	市街地再開発事業
	中央北地区	24.0	市街地開発事業
	栄根2丁目地区	4.0	土地区画整理事業
猪名川町	阪急日生ニュータウン2期地区	—	民間開発
	つつじが丘住宅地地区	89.5	民間開発

(5) 都市防災に関する都市計画等の指針

ア 防災施設の整備指針

おおむね 10 年以内に整備を予定する主な防災施設は、次のとおりとする。

事業名	名称	事業場所
公園	昆陽南公園	伊丹市
公園	笹原公園	伊丹市
緑地	大阪国際空港周辺緑地	伊丹市
公園	小田南公園	尼崎市
公園	末広中央公園	宝塚市
砂防	座頭谷川	西宮市塩瀬町
砂防(グリーンベルト)	武庫川	西宮市塩瀬町
砂防	城丸川	宝塚市平井
砂防	笹尾谷川	猪名川町笹尾
砂防	平井川	猪名川町笹尾
砂防	原野川	宝塚市中部
砂防(グリーンベルト)	武庫川	宝塚市 小林地区 白瀬地区 紅葉谷地区 焼石原地区
砂防	宮ヶ谷川	三田市小柿
砂防	酒井川	三田市酒井
砂防	岩坪川	三田市小柿
砂防	牛屋ヶ谷川	三田市乙原
急傾斜地崩壊対策	西平地区	西宮市西平町

急傾斜地崩壊対策	樋ノ池	西宮市樋ノ池
急傾斜地崩壊対策	苦楽園(1)	西宮市苦楽園
急傾斜地崩壊対策	生瀬	西宮市生瀬
急傾斜地崩壊対策	鼓が滝(2)	川西市鼓が滝
急傾斜地崩壊対策	武庫山(2)	宝塚市武庫山
急傾斜地崩壊対策	東畦野(1)	川西市東畦野

【採決の結果】

原案どおり可決

【主な意見等】

委員から、住民への説明方法、具体的な事業(予算)との関係、予算との関係、人口推計の考え方等についての意見・質問があった。

○第2号議案: 阪神間都市計画区域区分の変更

○第3号議案: 阪神間都市計画用途地域の変更

※第2・3号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

[阪神間都市計画区域区分の変更]

本都市計画区域は、昭和45年に当初の区域区分の決定を行い、これまで昭和55年、昭和60年、平成3年及び平成10年に全体見直しを行った。

その後の、社会経済情勢の変化、21世紀兵庫長期ビジョンの策定などを踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、第5回の全体見直しを行うものである。

なお、平成13年5月に施行された都市計画法の改正では、大都市圏の区域にある本区域は線引きが義務づけられている。

今回の線引き見直しでは、開発動向の沈静化、既成市街地整備の充実から、変更面積は小幅なものとなっている。

市街化区域への編入は、「既に市街地を形成している区域」又は「開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域」とし、「市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域で土地需要の高まりが著しい区域」については条件が整った時点で随時市街化区域に編入する。

「市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がない区域」については、市街化調整区域に編入する。また、「整備計画が休止している区域」については、用途地域を残したまま市街化調整区域に編入する。

[概要]

[変更箇所等] 別紙変更地区一覧表 (P 4, 5) のとおり

[面積]	阪神間都市計画区域	約 64,945ha
	現行市街化区域	約 20,433ha
	今回追加面積 (13 箇所)	約 47.7ha
	今回除外面積 (7 箇所)	約 41.2ha
	変更後市街化区域	約 20,440ha

[阪神間都市計画用途地域の変更]

区域区分の変更 (第5回線引き見直し) に伴い、市街化区域に新たに編入される区域について、土地利用の現況及び動向を勘案し、良好な市街地形成と合理的な土地利用の推進を図るため用途地域を変更する。

[概要]

[変更箇所等] 別紙変更地区一覧表 (P 4, 5) のとおり

[面積] () 内 : 容積率% / 建ぺい率% A : 外壁後退 1.0m

種 類	面 積		建ぺい率 容積率等
	変更前	変更後	
第一種低層住居 専用地域	約 42ha	約 42ha	(80/30) A
	約 286ha	約 286ha	(80/40) A
	約 1,177ha	約 1,177ha	(80/50) A
	約 560ha	約 559ha	(100/40) A
	約 2,710ha	約 2,713ha	(100/50) A
	約 45ha	約 45ha	(100/50)
	約 3.5ha	約 3.5ha	(100/60)
	約 39ha	約 39ha	(150/60) A
第二種低層住居 専用地域	約 98ha	約 98ha	(150/60)
	約 1.0ha	約 1.0ha	(80/40) A
	約 11ha	約 11ha	(80/50) A
	約 26ha	約 26ha	(100/50) A
第一種中高層住 居専用地域	約 120ha	約 120ha	(150/60)
	約 43ha	約 43ha	(100/50)
	約 845ha	約 845ha	(150/60)
第二種中高層住 居専用地域	約 4,499ha	約 4,500ha	(200/60)
	約 5.8ha	約 5.8ha	(100/50)
	約 211ha	約 211ha	(150/60)
	約 1,288ha	約 1,288ha	(200/60)
第一種住居地域	約 12ha	約 12ha	(300/60)
	約 2,381ha	約 2,379ha	(200/60)
第二種住居地域	約 16ha	約 16ha	(300/60)
	約 951ha	約 972ha	(200/60)
	約 16ha	約 16ha	(300/60)

準住居地域	約 約	229ha 3.2ha	約 約	229ha 3.2ha	(200/60) (300/60)
近隣商業地域	約 約 約	195ha 526ha 53ha	約 約 約	198ha 526ha 53ha	(200/80) (300/80) (400/80)
商業地域	約 約 約	141ha 80ha 68ha	約 約 約	138ha 80ha 68ha	(400/－) (500/－) (600/－)
準工業地域	約 約	1,884ha 2.7ha	約 約	1,883ha 2.7ha	(200/60) (300/60)
工業地域	約 約	963ha 6.4ha	約 約	963ha 6.4ha	(200/60) (300/60)
工業専用地域	約	896ha	約	913ha	(200/60)

【主な意見等】

委員から、意見書の提出があった地域については市街地整備が進んでいないのではないかと意見があった。

【採決の結果】

第2・3号議案：原案どおり可決

.....

○4号議案：阪神間都市計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた都市再開発方針が、別に都市計画として定められることとされた(法7条の2)。
- 改正都市再開発法附則に、「整開保に記載されていた都市再開発方針の部分を改正法による都市再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定めるものである。
- 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものではないが、都市マスの決定にあわせて行うこととする。

2 制度の趣旨

市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、人口集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域やそれ以外の都市計画区域において以下の方針を定める。

- (1) 計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- (2) これらの市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

3 都市再開発の方針の策定(見直し)方針

今回の策定(見直し)については、現在策定済みの都計区域を対象に、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえた区域の追加変更等を行うこととする。

(1)策定内容

現在と同様に、以下の内容(地区等)を定める。

地区等名	地区の概念	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地 (1号市街地)	計画的な再開発が必要な市街地	・概ねの位置 ・再開発の目標 ・土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針
特に整備効果が大きいと予想される地域 (戦略的地区)	1号市街地のうち、当該地区の再開発が1号市街地の再開発の目標及び実現を図るうえで、効果が特に大きいと予想される地区	・概ねの位置
特に整備課題の集中が見られる地域 (要整備地区)	1号市街地のうち、整備課題の集中が見られる地区	・概ねの位置
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (2号地区)	1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (事業実施の具体性があるもの)	・区域 ・整備の主たる目標 ・整備又は開発の計画の概要

(2)各地区等の選定

①「計画的な再開発が必要な市街地(1号市街地)」の選定

ア 原則として、現行方針と同様に当初の線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)のベースとなった昭和45年国勢調査における人口集中地区(DID)を基本とし、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定する。

※ 45DIDをベースとするのは、それ以降に人口集中(市街化)したエリアについては、都市計画法の開発許可等の規定により、一定の制限のもとで計画的に街づくりが行われてきているためである。しかし、計画的な街づくりがなされたところ(開発団地等)であっても、社会情勢やライフスタイルの変化等により、土地利用転換等の再開発(再整備)が必要とされる場合もあり得る。従って、45DIDをベースとしつつ、必要な場合はそれ以外のエリアも指定する。

イ 対象市街地内の下記の地区は、原則として、1号市街地に含めるものとし、整備方針の策定にあたっては、関連事業等の方針との整合を図る。

【原則として1号市街地に含める地区】

- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業等の面的整備事業及び根幹的都市施設の整備等が計画されている地区
- ・商工業振興のための施設の共同化や一体的更新または大規模な移転等が計画されている一団の地区
- ・騒音その他公害防止のため、環境改善計画のある一団の地区
- ・すぐれた都市景観の形成等のため、建築物等の誘導を図ろうとする地区
- ・都市防災構造強化のため、都市防災不燃化促進事業を計画している地区
- ・夜間人口の減少が著しく、公共公益施設の遊休化又はコミュニティー活動等に支障が生じる恐れのある地区

ウ 1号市街地については、概念として概ねの位置を示すこととするが、原則として、道路、鉄軌道、河川等明確な地形、地物により行う。

②「特に整備効果が大きいと予想される地域(戦略的地区)」の選定

- ア 戦略的地区は、鉄道主要駅周辺等、都市構造上、拠点を形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定する。
- イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

③「特に整備課題の集中が見られる地域(要整備地区)」の選定

- ア 要整備地区は、戦略的地区以外で公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等、市街地の現況診断により、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足、身近な商業施設の減少などの整備課題の集中が見られる地区を選定する。
- イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

④「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(2号地区)」の選定

- ア 戦略的地区及び要整備地区として選定された地区のうち、原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定する。なお、当該地区内で行われることとなる市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業等の面的整備事業と都市施設の整備等の整合に十分配慮する。
- イ 2号地区として最終的に選定された地区は、「戦略的地区」及び「要整備地区」から除外する。
- ウ 2号地区の範囲は、事業実施地区と周辺地域との一体的なまちづくりに配慮して、原則として、公共施設等により区画された適正な街区群となるよう選定し、区域を明示する。

4 計画の概要

(1) 1号市街地、2号地区の面積等の変更については、以下のとおり。

	1号市街地	2号地区
現行	38 地域 8,295ha	46 地区 940.9ha
今回案	38 地域 8,507ha	26 地区 575.7ha

(2) 1号市街地、2号地区で新規又は区域の拡大をともなうものは、以下のとおり(面積精査によるものは除く)

① 1号市街地

- ・三田(三田市:A-1):三田駅北側の45DIDの区域及び都計道路高次線沿道30mの幅取り区域を編入
- ・阪急園田駅周辺(尼崎市:D-3):猪名川の北側の市域(飛び地)を編入
- ・臨海西部(尼崎市:D-9):埋立地を編入(市街化区域に編入される見込み)
- ・宝塚駅周辺(宝塚市:F-1):中心市街地活性化基本計画による中心市街地の区域を編入

② 2号地区

- ・鳴尾駅前(西宮市:C-9-1):土地区画整理事業予定区域を新規指定
- ・JR尼崎駅北西(尼崎市:D-4-2):土地区画整理事業区域を編入
- ・臨海西部(尼崎市:D-9-2):埋立地を編入
- ・中筋JR南第2(宝塚市:F-5-2):土地区画整理事業予定区域を新規指定

【主な意見等】

委員から、住民への説明について質問等があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

〇5号議案：阪神間都市計画防災街区の整備の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた防災再開発方針が、別に都市計画として定めることとされた(法7条の2)。
- ・改正密集法附則に「整開保に記載されていた防災再開発方針の部分を改正法による防災再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定めるものである。
- ・見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものではないが、都市マスの決定にあわせて行うこととする。
- ・公聴会までの手続きでは、「防災再開発の方針」という名称で進めてきたが、去る6月20日の密集法の改正により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更され12月19日に施行予定であることから、都計審では新しい名称(防災街区の整備の方針)にて説明を行う。

2 制度の趣旨

密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の

概要を明らかにする。

3 防災街区の整備の方針の策定(見直し)方針

今回の策定(見直し)については、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化(合意状況)等を踏まえた区域の追加等を行うこととする。

(1)策定内容

現在と同様に、「防災再開発促進地区」を定めるとともに、「課題地域」を新たに位置づけることとする。

地区等名	地区の概念	定める内容
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 (事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得られるもの)	・区域 ・再開発、整備等の主たる目標 ・防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要 ・都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針 ・建築物の更新の方針
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域	・概ねの位置 ・整備課題の概要

(2)各地区等の選定

① 防災再開発促進地区の選定

ア H10年の当初選定作業時に、建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標を用いて災害危険度判定を行った結果に、市町が課題地区として認識しているかどうか等の要素を加味して要整備地区を抽出済みである。

イ 要整備地区のうち、事業の実施状況等を勘案し、また、密集市街地の特性から、整備にあたっては住民の参画が不可欠との認識から住民の防災まちづくりへの意識が高い地区のうち緊急に整備が必要と認識される地区を選定する。

ウ 既に整備を終えた地区については削除、区域の縮小を行うこととする。

②課題地域の選定

ア 要整備地区のうち、防災再開発促進地区として指定するまでには至らないが、密集市街地としての課題を持ち、今後、優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定する。

イ 概ねの位置と整備課題の概要を示すこととする。

4 計画の概要

防災再開発促進地区、課題地域の面積等の変更については、以下のとおり。

	防災再開発促進地区	課題地域
現 行	14 地域 379.6ha	(概念なし)
今回案	6 地域 162.5ha	8 地域

※ 防災再開発促進地区で新規又は区域の拡大をとまなうものはない。

【採決の結果】

原案どおり可決

○6号議案: 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更
(武庫川上流流域下水道の変更)

○7号議案: 阪神間都市計画下水道の変更(武庫川下流流域下水道の変更)

○8号議案: 阪神間都市計画下水道の変更(猪名川流域下水道の変更)

○9号議案: 東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更
(加古川上流流域下水道の変更)

○10号議案: 東播都市計画下水道の変更(加古川下流流域下水道の変更)

○11号議案: 中播都市計画及び山崎都市計画下水道の変更
(揖保川流域下水道の変更)

※第6～11号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

流域下水道は都市化の進行に伴う市街地の連担、水質保全への必要性の増大といった社会情勢を踏まえ、下水道を従来の市町単位で実施するのみでなく行政単位を超えた広域的な観点から、河川の流域単位で計画立案されたものであり、2以上の市町の各公共下水道(以下、流域関連公共下水道)からの下水を排除する根幹的管渠および中継ポンプ場と、これを処理する終末処理場からなっている。

兵庫県では、昭和41年に猪名川流域下水道が都市計画決定されたのをはじめとして、瀬戸内海側の人口・産業が集積した阪神・播磨地域の15市10町を対象に6流域下水道が都市計画決定されている。

今回、流域下水道の都市計画における事務手続きの合理化・円滑化を図るため、流域関連公共下水道の都市計画においても決定されている排水区域についての決定事項を接続する流域関連公共下水道名とするなどの簡素化を行う。

[概 要]

○排水区域

流域下水道の排水区域については、計画書に接続される流域関連公共下水道名を表示し、総括図には流域関連公共下水道の排水区域を参考表示する。

○下水管渠

下水管渠については、計画書に名称、位置を記載し、都市計画に定める範囲は下水排除面積が1,000ha以上の管渠とする。

○その他の施設

処理場等管渠以外の施設は、計画書に名称、位置を記載し、区域については計画図で表示する。

【採決の結果】

第6～11号議案：原案どおり可決

.....

○12号議案：淡路・東浦都市計画下水道の変更(淡路・東浦広域公共下水道の変更)

【議案の説明】

淡路・東浦広域公共下水道は、淡路町及び東浦町を排水区域とし、平成6年に都市計画決定を行い、鋭意、事業の推進を図っている。

今回、新たに宅地化された箇所等について、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、汚水及び雨水の排水区域を拡大する。

[概要]

淡路・東浦広域公共下水道 汚水 約930ha(約913ha→約929ha)
雨水 約510ha(約510ha→約513ha)
※排水区域面積は10ha単位で四捨五入している。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

○第13号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について
（尼崎市西向島町）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である尼崎市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、阪神電鉄出屋敷駅から南へ約600mに位置する工業専用地域であり、周辺は工場等が立地している。

当該施設は、廃棄物からの有価物の回収及び再資源化が困難な廃棄物の減容化のための中間処理施設として、破碎処理を行うものである。

[概要]

- ①位置: 尼崎市西向島町
- ②面積: 約9,000㎡
- ③処理能力: 廃プラスチック類 22.2 t/日
木くず 27.2 t/日

【主な意見等】

委員から、処理後の廃棄物の持ち込み先について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

-
- 14号議案: 建築基準法第52条第1項第6号の規定による区域及び数値について
 - 15号議案: 建築基準法第53条第1項第6号の規定による区域及び数値について
 - 16号議案: 建築基準法別表第3第5号(ニ)欄の規定による区域及び数値について
 - 17号議案: 建築基準法第56条第1項第2号ニの規定による区域及び数値について
 - ※第14～17号議案は関連案件のため一括説明

【議案の説明】

建築基準法が平成12年に改正され、平成13年5月18日から施行されています。この改正において、用途地域の指定のない区域における容積率等の数値を3年以内に特定行政庁が定めることとなった。そのため、今回その数値を定めるものである。

区分	改正前		改正後	
	法の条文	県の指定状況	法の条文	県の指定(案)
容積率 14号議案	原則を400%とし、300%、200%、100%の中から定めてもよい	線引きの区域について 一般基準: 200% 強化地域: 100%	400%、300%、200%、100%、80%、50% の中から定めることとなった	一般基準: 200% 緩和地域: 400% 強化地域: 100%
建ぺい率 15号議案	原則を70%とし、60%、50%の中から定めてもよい	線引きの区域について 一般基準: 60% 緩和地域: 70%	70%、60%、50%、40%、30% の中から定めることとなった	一般基準: 60% 緩和地域: 70% 強化地域: 50%

		非線引き区域は 70%のまま		
道 16 路 号 斜 議 線 案	斜線勾配:1.5	同 左	1.25 又は 1.5 から定めることとな った	斜線勾配:1.5
隣 17 地 号 斜 議 線 案	31m+2.5 (斜線勾配)	同 左	31m+2.5 又は 20m+1.25 から定めることとな った	20m+1.25(斜線勾 配)

【採決の結果】

第 14～17 号議案:原案どおり可決

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

※ なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、1月下旬には同センターにおいて閲覧することができます。